

軽耐久練習会 参加者遵守事項

参加ドライバーおよびチームは、以下の事項を熟知し、必ず遵守して頂けよう、お願い申し上げます。

違反した場合は、本人、チームへの注意を行います。改善されない場合は、主催者判断によって当該ドライバーの走行を禁止する場合がありますので十分注意して下さい。

【走行に関する事項】

- ・練習会は、レースでは有りません。コースには、遅い車両や実技試験中の車両実施車なども走行します。周りの状況、車両には十分に注意して走行して下さい。無理な追い越し、特定の車両への追走、バトルを仕掛ける、あおり運転、パッシング、ホーンの使用、などの行為は禁止とします。
- ・P 1、P 7、P 8、本部、の4箇所にポストを配置します。黄旗、赤旗、緑旗を状況に従って提示します。
- ・ドライバーは原則、P I Tとの通信機器(携帯電話等)を携帯して走行し、コース内でトラブルが発生した場合に、P I Tに状況を報告出来るようにして下さい。なお、通信機器は連絡用であり、同乗者が走行中に見たり使用する事は禁止します。
- ・ピットクルーはトラブルコールが入った場合、直ぐに状況を本部へ報告して下さい。
- ・コース内の死角地点(P 2， P 4， P 6の付近)で、止まっている車を発見したドライバーは直ぐにピットインし、トラブル車の状況と場所を本部へ報告して下さい。
- ・トラブル、クラッシュ等で自走不能となった車両のドライバーは後続車に十分注意して、車内で待機し、本部からのレスキュー車を待つようにして下さい。
- ・コース内にレスキュー車が入った時は、全てのポストでSCボードを提示し、走行中のドライバーに告知します。走行中のドライバーは、トラブル車、レスキュー車に十分注意して、走行して下さい。
- ・車両の排除を要するなど、大きな作業が必要な事態には、赤旗中断とします。赤旗が提示された場合は、必ず停止して、オフィシャルからの指示に従って下さい。
- ・ポストからの旗の指示は、緑旗の提示によって解除とします。
- ・コース上の規制パイロン、看板、ブロック等は、車両の速度を減速させる為に主催者側で設置する物である。規制地点では、十分に減速し、故意に規制

物に触れてはならない。何度も接触等を繰り返す場合には、故意であると見なし、主催者判断により、当該ドライバーの走行を停止させる場合があります。

- ・ドライバー及び同乗者の服装及び装備は、競技規則書第 3 条 1 項及び 2 項に準じます。
- ・実技試験中には、助手席への同乗は禁止とします。
- ・同乗走行を行う場合は、競技規則書第 14 条 2 項の規定に従ってください。

【車両に関する事項】

- ・練習会にて走行出来る車両は、軽自動車に限るものとします。
スポーツ走行に支障が出ないレベルに整備の上、走行して下さい。主催者が危険と判断した車両については走行を禁止する場合があります。
- ・6 点式以上のロールゲージと、4 点式以上のシートベルト(助手席を含む)は、装着を義務とします。

【その他の事項】

- ・ペットを同伴する場合は、飼い主の責任において適切に管理をお願いします。
なお、ピットエリア内でリードを外す事は禁止とします。
- ・会場内にて、ドローンを主催者の許可無く飛行させることは禁止します。

以上